

ツキノワグマによる人身被害見舞金給付事業について

令和6年10月21日
秋田県自然保護課

1 目的

本県ではツキノワグマの生息域の拡大により、人の生活圏での出没や人身被害が相次いでおり、被害を受けた県民に対し見舞金を給付しています。

2 給付金額

- (1) 人身被害 1件につき 10万円
- (2) 重度被害 1件につき 20万円
- (3) 死亡 1件につき 30万円

※ 人身被害(治療期間が30日以上のもの)1件につき、最大で30万円を給付します。

※ 重度被害は、一眼を失明するなど日常生活に著しい制限を受けるもの(労働者災害補償保険法施行規則 障害等級表1級～8級に該当するもの)をいいます。

※ 死亡は、(1)の人身被害にあった日から90日以内に死亡したものをいいます。

3 審査・申請

- 申請書は、県の窓口やHP上では配布・掲示していません。
- 県が人身被害の状況等を事前に確認し、見舞金の対象となることが見込まれる方には、個別に御連絡します。なお、県の事前の確認の中で給付対象外となる際の連絡はありません。
その後、被害にあった方(又はその親族の方)から聞き取りを行った上で、給付要件を満たす方に申請書を渡し、必要な手続きを行っていただく予定です。
- 業務の状況により連絡が遅くなる場合があります。県の確認の状況については、自然保護課までお問い合わせください。

対象となる被害の期間

本事業は、令和6年4月以降に人身被害に遭われた方を給付対象としています。

令和6年4月以降に人身被害にあった方で見舞金の対象となることが見込まれる方には、自然保護課の職員から申請手続き等について個別に御連絡します。

4 給付要件

本事業は、次の場合に対象となります。

(1) 次のすべての要件を満たす場合

- ・ 被害を受けた方が秋田県民であること
- ・ 秋田県内で発生した事故であること
- ・ 事故のあった場所が森林地域外(市町村等が指定する立入禁止区域を除く。)であること
- ・ クマによる突発的で予知できない直接的な打撃や、かみつによる事故(30日以上の治療を要するもの)であること
- ・ 県がクマによる事故であることを確認していること(※)

※ 市町村や警察、消防などからの情報に基づいて、県がクマによる人身被害であることを確認しているものをいいます。

(2) その他知事が認める場合

給付対象となる事故／給付対象とならない事故 (例)

- 県の森林地域外(市街地や農地等)で起きた次のような事故を想定しています。
 - (1)通学、通院、買い物等の日常生活中にクマの被害にあった場合
 - (2)散歩、運動等の余暇活動中にクマの被害にあった場合
 - (3)農作業中にクマの被害にあった場合
- 次のような事故については給付対象外としています。
 - (1)県外に居住している方が秋田県内でクマの被害にあった場合
 - (2)森林地域内での山菜等の採取中にクマの被害にあった場合
 - (3)市町村等が設定したクマ被害防止のための立入禁止区域内で被害にあった場合
 - (4)傷害の程度が軽傷(治療期間が30日未満)の場合
 - (5)クマから待避中に転倒して怪我をした場合(クマによる直接的な打撃がない場合)
 - (6)クマの車両への衝突により財産的損害を受けた場合
 - (7)クマへの能動的な接触(狩猟、捕獲、撮影、餌やり等)により被害にあった場合
 - (8)県がクマによる事故であることを確認していない場合
 - (9)令和6年3月以前に発生した事故

5 お問い合わせ先

秋田県自然保護課

電話 018-860-1614

メール shizenhogoka@pref.akita.lg.jp